

第 3 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和6年9月30日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第3回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和6年9月30日(月曜日)

午前10時4分開議

午前11時56分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

議案第5号 熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

議案第63号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

報告第5号 公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について

報告第6号 公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について

報告第7号 天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第8号 豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第9号 肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第32号 熊本県における事務的的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出について

報告第33号 令和5年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

報告第34号 公立大学法人熊本県立大学の令和5年度における業務の実績に関する評価について

報告第35号 公立大学法人熊本県立大学の第3期中期目標の期間における業務の

実績に関する評価について

報告第36号 五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況の報告について

請第22号 私学助成に関する意見書の提出を求める請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①「世界津波の日」2024高校生サミットin熊本及び防災推進国民大会2024の開催について

②令和6年度熊本県総合防災訓練の概要について

③くまもと新時代共創基本方針及び総合戦略の概要について

④企業版ふるさと納税の令和5年度寄附実績について

⑤地域未来創造会議の今後の進め方について

⑥熊本県デジタル化推進計画の概要について

⑦緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

出席委員(8人)

委員長 末松直洋
副委員長 西村尚武
委員 岩下栄一
委員 松田三郎
委員 内野幸喜
委員 松村秀逸
委員 幸村香代子
委員 住永栄一郎

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 内 田 清 之
 政策審議監 津 川 知 博
 危機管理監 橋 本 誠 也
 政策調整監 神 西 良 三
 首席審議員
 兼秘書グループ課長 福 原 彰 宏
 広報グループ課長 清 水 英 伸
 くまモングループ課長 鳥 井 薫 順
 危機管理防災課長 井 上 雄 一 朗
 総務部
 部 長 小 金 丸 健
 理事兼県央広域本部長
 兼市町村・税務局長 中 村 誠 希
 政策審議監 坂 野 定 則
 総務私学局長 枝 國 智 子
 人事課長 寺 本 和 央
 財政課長 元 田 啓 介
 県政情報文書課長 坂 本 久 敏
 総務厚生課長 帆 足 朋 和
 財産経営課長 松 尾 亮 爾
 私学振興課長 松 村 加 奈 子
 首席審議員
 兼市町村課長 阿 南 周 造
 消防保安課長 楠 ゆみ子
 税務課長 花 房 博
 企画振興部
 部 長 富 永 隼 行
 理 事
 (デジタル戦略担当)
 兼デジタル戦略局長 阪 本 清 貴
 理 事
 (球磨川流域復興担当)
 兼球磨川流域復興局長 府 高 隆
 政策審議監 沖 圭 一 郎
 地域・文化振興局長 浦 田 美 紀
 交通政策・統計局長 森 山 哲 也
 土木技術審議監 仲 田 裕 一 郎
 企画課長 受 島 章 太 郎
 地域振興課長 若 杉 久 生
 文化企画・

世界遺産推進課長 佐 方 美 紀
 首席審議員
 兼交通政策課長 坂 本 弘 道
 空港アクセス鉄道
 整備推進課長 猪 原 英 次
 統計調査課長 東 敬 二
 デジタル戦略推進課長 牧 野 記 大
 システム改革課長 黒 瀬 琢 也
 政策監 中 川 太 介
 出納局
 会計管理者兼出納局長 川 元 敦 司
 会計課長 川 上 竜 也
 管理調達課長 津 川 尚 美
 人事委員会事務局
 局 長 城 内 智 昭
 公務員課長 森 亮 子
 監査委員事務局
 局 長 小 原 正 巳
 監査監 天 野 誠 史
 監査監 坂 本 誠 也
 監査監 石 井 利 幸
 議会事務局
 局 長 波 村 多 門
 次長兼総務課長 本 田 敦 美
 議事課長 富 田 博 英
 政務調査課長 板 橋 徳 明

事務局職員出席者

議事課課長補佐 楨 原 俊 郎
 政務調査課主幹 村 山 智 彦

午前10時4分開議

○末松直洋委員長 ただいまから第3回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出があつておりますので、これを認めることといたしました。

まず、前回の委員会以降に人事異動があつておりますので、自席から自己紹介をお願いいたします。

（財政課長～デジタル戦略推進課長の順に自己紹介）

○末松直洋委員長 それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、本日の委員会は、インターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言していただきますようお願いいたします。

また、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、総務部長から総括説明をお願いします。

○小金丸総務部長 総務部小金丸です。

今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、令和6年度9月補正予算でございます。

今回の補正予算は、災害復旧関連事業や赤潮被害への対応、知事マニフェストの実現に向けて取り組む事業など、また、令和6年台風第10号への対応に必要な予算として、53億円余の増額補正となり、補正後の予算規模は8,615億円余となります。

このほか、条例改正などにつきましても、併せて御提案、御報告を申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては担当課長から、それぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○末松直洋委員長 次に、財政課長から、今

回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○元田財政課長 財政課でございます。

それでは、令和6年度9月補正予算の概要について御説明させていただきます。

今回、冒頭提案分、併せまして追加提案分がございます。

まず、資料の1ページ目をお願いいたします。

こちらが、まず冒頭提案分でございます。

一般会計補正予算(第2号)につきまして、災害復旧関連事業や赤潮被害への対応、知事マニフェストの実現に向けて取り組む事業等について計上しております。

主な内容につきまして、中段、(1)災害復旧関連事業につきましては、令和6年梅雨前線豪雨等によります災害からの復旧事業に30億5,200万、(2)赤潮被害への対応につきまして、養殖業の早期再開に向けた支援としまして1億2,000万、(3)その他マニフェスト関連事業等につきまして、益城町における土地区画整理事業の推進、医療・介護現場におきます勤務環境改善、住宅耐震化の緊急支援等につきまして、16億8,300万を計上いたしております。

下表を御覧いただきますと、補正額につきまして、この冒頭提案分で48億5,500万の増額補正を予定しております。

続きまして、2ページ、3ページにつきましては、歳入予算の内訳になりまして、3ページを御覧いただきますと、今回の冒頭提案分につきましては、県債、国庫支出金、また、繰越金等を充当しております。

4ページ、5ページにつきましては、歳出になりまして、一番右の補正額の説明欄を御覧いただければと思います。

続きまして、薄手の説明資料、別冊追号提案分のほうをお開きいただけますでしょうか。

1 ページ目、こちらが追加提案分の概要でございます。

先ほどの2号に続きまして、一般会計補正予算(第3号)につきまして、総務部長の御説明にもありましたとおり、令和6年台風第10号への対応に必要な予算、5億2,800万を計上しております。

内容につきましては、台風第10号への対応としまして、道路、砂防施設の復旧に4億1,400万、農林関連施設の復旧につきまして1億1,400万、合わせまして5億2,800万円を計上いたしております。

下表を御覧いただきますと、補正前が8,561億円余、先ほど冒頭提案で48億5,500万円、本追加提案分で5億2,800万円、計53億8,300万円の追加になりまして、補正後の予算額は8,615億円余となっております。

お開きいただきまして、2ページ目、3ページ目が歳入でございます。

3ページの13番、繰越金、15番、県債を充当いたしております。

また、4ページ、5ページが歳出でございますけれども、5ページの補正額の説明欄を御覧いただければと思います。

補正予算の総括説明は以上でございます。

○末松直洋委員長 引き続き、担当課長から議案等について説明をお願いします。

○寺本人事課長 人事課でございます。

7ページをお願いします。

人事管理費の増額でございます。

こちらは、新聞記事の利用に係るライセンス取得に要する経費でございます。新聞記事の切り抜き作業に伴う職員の業務負担軽減及び業務見直しのため、既存のライセンス契約の対象範囲を拡大するものでございます。

人事課は以上です。

○松尾財産経営課長 財産経営課でございま

す。

7ページ下段の県有施設等管理業務に係る債務負担行為の変更でございます。

現在、中九州横断道路関連業務等に従事する職員数の増加に対応するため、県北広域本部に仮設庁舎を増築中でございます。12月の運用開始後の機械警備のため、債務負担行為の追加変更を行うものでございます。

財産経営課は以上です。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

8ページ上段をお願いします。

右側説明欄、国庫支出金返納金は、令和5年度に、国の新型コロナ交付金を活用し、市町村における物価高騰対応生活支援の取組に対し助成しておりますが、今般、五木村の事業実績額確定に伴い、過大交付分を国庫へ返還するものです。

市町村課は以上でございます。

○花房税務課長 税務課です。

8ページの下段をお願いします。

賦課徴収費の増額です。

説明欄の県税過誤納還付金について、法人事業税の確定申告に伴う中間納付の還付金など、県税の還付に要する経費が所要見込額を上回るため、増額をお願いするものでございます。

税務課は以上です。

○佐方文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課です。

10ページをお願いします。

計画調査費につきまして、増額補正をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

文化企画推進費の子ども芸術文化活動支援事業は、各地域で芸術文化活動に取り組む子供たちの地域間交流等による芸術文化活動支援に要する経費です。

文化企画・世界遺産推進課は以上です。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課でございます。

11ページをお願いいたします。

債務負担行為の増額を2本お願いしております。

上段の情報処理関連業務につきましては、県庁と広域本部、地域振興局等を結ぶ熊本県総合行政ネットワークなどの通信回線の契約が今年度末で終了しますが、切れ目なく利用を継続するため、本年度中に契約を終える必要があることから、債務負担行為の増額をお願いするものでございます。

下段の事務機器等賃借につきまして、1,050万円余の増額を行うものでございます。

これは、地方公共団体相互、国と地方公共団体間のネットワークとして整備されているLGWANを通して利用する予定のクラウドサービスの利用開始までに必要となる機器の切替えを行うため、債務負担行為の増額をお願いするものでございます。

システム改革課は以上です。

○寺本人事課長 人事課でございます。

12ページをお願いします。

第5号議案、熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

13ページの条例(案)の概要で御説明します。

条例改正の趣旨としましては、観光と文化芸術の振興を一体的かつ戦略的に推進するため、観光戦略部を改編し、観光文化部を設置するものです。

主な改正内容は、観光戦略部を観光文化部に改めるとともに、観光戦略部の部名を引用しているようこそくまもと観光立県条例の一部改正を行うものです。

施行期日は、令和6年10月15日から施行することとしております。

次に、34ページをお願いします。

報告第32号、熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出についてでございます。

35ページの評価報告書の概要で御説明します。

初めに、趣旨でございます。

地方自治法の規定により、令和5年度の評価報告書について、監査委員の意見を付した上で議会に提出するものでございます。

次に、評価結果でございます。

評価対象期間である令和5年度中において、運用上の重大な不備を把握したため、熊本県における制度は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断いたしました。

重大な不備の内容につきましては、表を御覧ください。

ナンバー1の県税の課税誤りについて。

概要としましては、平成31年度の自動車税の税制改正に伴う条例改正漏れにより、令和元年度から5年度までに、1,899件、約1,030万円の過大な課税が発生したものでございます。

是正状況としましては、令和6年2月定例会にて、当該事案に係る条例改正が可決されており、今後、税制改正に伴う条例改正においては、複数人が改正の内容を把握した上で作業を実施し、組織的な再発防止を図ることとしております。

ナンバー2、個人情報の漏えいについて。

概要としましては、メールまたは書類の誤送付等により個人情報が流出する事案が18件発生したものです。

個人情報の流出という特性上、流出させたこと自体重く受け止めるべきであることや、事後の対処が極めて困難であることから、把握した18件全てを重大な不備としておりま

す。

是正状況としましては、各所属のチェック体制強化や漏えい対策を徹底するとともに、昨年度に引き続き職員の研修受講を必須とするなど、繰り返し職員の意識向上を図ることとしております。

36ページ、ナンバー3、国庫負担金に係る延滞金の発生について。

概要としましては、令和3年度後期高齢者医療給付費の国庫負担金の交付確定に当たり、県が熊本県後期高齢者医療広域連合に対して納入告知書を発行しておらず、延滞金約2,100万円が発生し、本県が全額負担したものです。

是正状況としましては、チェックリストを作成して、複数人で進捗状況を確認する体制を取り、広域連合に対しては、返納に係る国からの事前連絡を共有し、支払いの認識を持っていただくこととしております。

次に、監査委員による審査の結果及び意見でございます。

監査委員からは、職員への当該制度の周知不足を原因とするリスク発生報告書の提出漏れが一部の所属で発生していることが確認されたが、いずれも重大な不備には該当しないことを確認したということ、令和5年度に必修化された適正な事務処理の確保に関する研修等を通じて職員の個人情報に関する意識づけをさらに行うとともに、業務委託先も含め、個人情報を取り扱う事務のチェック体制、情報漏えい防止の対策を強化、徹底すること、そして、本制度による日常的モニタリングが有効に機能し、評価手続が適正に行われ、リスク発生防止のため、一層効果的な仕組みとなるよう、引き続き取り組んでいただきたいとの意見がありました。

この意見を踏まえ、今後、様々な機会を捉えて職員への制度周知徹底を行い、事務の的確、適正な執行の確保に向けて、引き続き取り組んでまいります。

人事課は以上です。

○元田財政課長 財政課でございます。

資料、別冊の6ページをお願いいたします。

議案第63号、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明につきましては、7ページ、条例(案)の概要にて御説明させていただきます。

1の条例改正の趣旨でございますが、猟銃用火薬類等譲渡許可申請手数料及び猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料を徴収するため、手数料の規定を整備するものでございます。

2、主な改正内容でございます。

ここで、今回の改正に至った経緯を簡単に御説明させていただきます。

もともと手数料条例の中に火薬類譲渡許可申請手数料及び火薬類譲受手数料という項目がございましたけれども、消防保安課が所管をしておりました産業火薬類に係ります事務関係が、市町村に権限移譲されるということを受けまして、昨年度、令和5年度の2月議会に条例改正を御提案させていただきましたという状況がございました。

ただし、当該項目におきまして、県警本部が事務を所管しています猟銃用火薬類等に係る取扱いにつきましても、同規定を根拠として徴収を行っていたという状況がございまして、その結果、条例の根拠を削除したものですから、県警本部におきましては、令和6年3月11日、これは2月議会後の施行日になりますけれども、以後9月13日まで、根拠規定なく徴収をしていたという状況が発生しております。

以上によりまして、猟銃用火薬類等に係る手数料を改めて徴収させていただくため、必要となる手数料条例の改正を今般お願いするものでございます。

なお、根拠規定なく徴収させていただきます

した分につきましては、返還をさせていただくこととしております。

3番、施行期日は、公布の日でございます。

4番、その他、手数料の新設に伴い、併せまして熊本県収入証紙条例の関係規定も整備するものでございます。

条例は以上でございます。

資料の38ページをお開きいただけますでしょうか。

続きまして、報告の第33号でございます。

令和5年度決算に基づきます熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてでございます。

説明は、39ページで概要説明をさせていただきます。

1の趣旨にありますとおり、令和5年度の決算に基づきまして、本県の財政の健全化判断比率及び経営する公営企業の資金不足比率につきまして、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

2の健全化判断比率を御覧いただきますと、①から④まで4項目ございますけれども、いずれの項目も、一番右から2番目、早期健全化基準に達する項目はございません。

また、①番、実質赤字比率、②番、連結実質赤字比率につきましては、本県では赤字が生じている会計はございませんので、該当ございません。

③番、実質公債費比率でございますけれども、算定の結果8.3%となっております、0.5ポイント昨年度から上昇しております。平成28年熊本地震関連分、また、令和2年7月豪雨関連分の起債関係、元利償還金が増加をしておりますことから、県債償還の本格化による元利償還金の影響等も踏まえまして、前年度と比べ上昇しているという状況でございます。

④将来負担比率につきましては、先ほどの実質公債費比率は、当該年度中の割合ですけ

れども、残高を踏まえまして将来負担比率につきましても、先ほど述べました起債の償還が増えて残高が増えているという関係から、209.5ポイントから217ポイントへ7.5ポイント上昇しているという状況でございます。

次の3番、資金不足比率につきましては、資金不足が生じている公営企業会計はございませんので、該当はございません。

右側40ページ、4番、監査委員による審査の結果及び意見でございますけれども、監査委員のほうからは、まず、1ポツ目後半、いずれも正確に算定、作成されているものと認められたといただいております。

また、3ポツ目、今後、くまもと新時代共創を実現するために必要となる財源の確保等に努められるとともに、持続可能な県政運営に向け、財政健全化に取り組んでいただきたいとの御指摘をいただいております。

財政課は以上でございます。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課です。

県立大学関係の報告事項3件でございます。

まず、14ページをお願いします。

報告第5号、公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

次の15ページをお願いします。

概要資料で御説明させていただきます。

まず、1、基本情報でございます。

(5)基本財産の資本金は、県から出資として承継した大学の土地、建物の評価額です。

次に、2、令和5年度決算につきまして、(1)総括として、熊本県立大学では、運営の効率化や経費節減等に不断に取り組んでおり、経営状況は安定しています。また、収益の約47%を占める県からの運営費交付金についても、有効に活用されており、特に問題視すべき点はありません。

16ページをお願いします。

(2)貸借対照表と損益計算書でございます。

表中の括弧内は前年度の額で、2つの表とも、主に新型コロナ臨時交付金関係を除き、大きな増減はございません。

右の損益計算書で、経常費用合計は28億8,000万円余、経常収益合計も28億8,000万円余となっており、当期総利益は5,000万円余で、適正な額となっております。

(3)に、主な増減要因を記載しております。

次の17ページをお願いします。

3、令和6年度事業計画でございます。

大学の中期計画の3つの重点的取組事項である(1)社会と時代の要請に合わせた教育の質の向上、(2)地域との幅広い協働を確立する教育研究の着実な推進、(3)地域の国際化に対応し、国際社会にも寄与する教育研究の推進を図り、(4)その他としまして、DX推進をはじめ、大学を取り巻く社会の変化に適切に対応するなどとしております。

続きまして、42ページをお願いいたします。

報告第34号、公立大学法人熊本県立大学の令和5年度における業務の実施に関する評価についてでございます。

次の43ページをお願いいたします。

概要資料で御説明させていただきます。

まず、1、大学の基本情報、2、大学の評価委員会について記載しております。

今回、地方独立行政法人法に基づき、知事の附属機関である大学の評価委員会が行った評価を御報告するものです。

3、令和5年度における評価委員会の業務実績評価概要を御覧ください。

(1)全体評価としまして、中期目標の重点項目である教育の質の向上、地域に貢献する教育研究の推進、グローバル化の推進について、着実な取組が進められています。

次に、(2)大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組としまして、項目ごとの主な取組とその評価について記載しています。

①教育では、地域に根差した取組や管理栄養士国家試験合格率100%などについて評価されています。

②研究では、「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会」地域共創拠点事業など、独自性のある研究を着実に実施しているとされています。

③地域貢献では、熊本大学等と連携してグローバルDX人材育成に取り組んでいることなどが評価されています。

また、④国際交流についても、着実な取組を実施していると評価されています。

以下、(3)から(6)の取組についても、着実な取組を行っている、評価できるなどとされています。

最後に、次の46ページをお願いいたします。

報告第35号、公立大学法人熊本県立大学の第3期中期目標の期間における業務の実績に関する評価についてでございます。

次の47ページをお願いいたします。

概要資料で御説明させていただきます。

なお、先ほどの年度評価との重複がございますので、簡潔に説明させていただきます。

まず、1、第3期中期目標の概要、(1)目標策定について、地方独立行政法人法により大学の6年間の中期目標を定め、今回、法に基づき、令和5年度までの6年間の業務の実績に関する評価を実施としています。(2)は、第3期中期目標で重点的に取り組む目標として定めた3点を記載しています。

次に、2の評価概要につきまして、(1)全体評価として、コロナ禍により一部実施できない部分があったものの、全体として6年間でおおむね目標を達成しているとされています。

(2)以下、次の48ページにかけまして、項目ごとの主な取組とその評価を記載しており、(2)の①教育の太い括弧内に、地域貢献、外国語教育等目標達成とありますように、各項目とも目標を達成したと評価されています。

県政情報文書課からの報告は以上です。

○佐方文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課です。

報告第6号、公益財団法人熊本県立劇場の経営状況について、19ページの決算概要により御報告いたします。

当法人の設立目的については、1、基本情報の(1)に記載のとおりです。

次に、2、決算の概要については、(1)の収支計算書により令和5年度の決算について御説明いたします。

科目欄の3段目、事業活動収支差額(C)は、1,800万円余の黒字でした。

その3つ下の投資活動収支差額(F)は、積立金を取り崩した際に受け入れた収入と将来実施予定事業の準備資金等を積み立てた際の支出の差額で、積立額が取崩し額を上回り、800万円余の赤字でした。

その3つ下、財務活動収支差額(I)、こちらは、借入れ等によって受け入れた収入と債務返済に伴う支出の差額で、令和5年度は、債務返済等に伴う支出のみだったため、450万円の赤字でした。

その結果、下から3段目、当期収支差額(L)は、550万円余の黒字となり、これに、この下の前期繰越収支差額(M)、4,500万円余を加えた最下段の次期繰越収支差額(N)、こちらは5,100万円余の黒字であり、当法人の財務の健全性は保たれております。

次に、20ページの(2)収支決算の主な増減理由です。

令和5年度の事業活動収支差額の黒字額が1,300万円余増加したことが黒字決算の主な

理由です。

これは、令和4年度は、開館40周年のため、複数の大型企画を実施し、事業活動支出が増加しましたが、令和5年度は、事業活動支出が4億6,500万円余と例年どおりであったことが要因です。

次に、3、事業実績等です。

表の(1)に記載のとおり、県委託料は、令和5年度は4億700万円余でした。

これは、協定書締結後に追加で文化事業を委託した前年度と比較して380万円余減少しております。

次に、(2)使用料収入、(3)県立劇場への入場者数及び(4)文化事業への入場者数、参加者数は、保全計画に基づく約4か月間の改修工事に伴い、貸出し停止期間があったため、前年度より減少しました。

公益財団法人熊本県立劇場の経営状況の報告は以上です。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

資料22ページをお願いいたします。

報告第7号、天草エアライン株式会社の経営状況について御報告します。

23ページの概要で御説明をいたします。

天草エアライン株式会社は、平成12年3月から運航を開始しまして、現在、ATR1機により天草、熊本、福岡、伊丹の各空港をつないでおります。

昨年度の決算状況について、2、決算の概要の一番左の欄を御覧ください。

営業利益につきましては、6億3,000万円余の赤字という状況でございます。

これに、県、それから地元1市2町の補助金による特別利益を加えまして、最終的な当期純利益については、1,400万円余の赤字という状況でございます。

続きまして、24ページの(2)貸借対照表の利益剰余金の欄にございまして、令和5

年度末現在で1,500万円余の累積赤字という状況でございます。

なお、注記事項にございますが、経営改善策の一環として、昨年度、資本金の額を1億円に減資するという措置を行っております。

3の事業実績等について、利用者数、それから利用率につきまして、40.5%とコロナの大きな落ち込みからは大分回復している状況にございます。また、就航率、いわゆる欠航の少なさでございますけれども、91.4%と前年度からは大幅に改善をいたしました。

引き続き、安全運航とそれから利用促進に取り組むよう努めてまいります。

続きまして、26ページをお願いいたします。

報告第8号、豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況についてです。

27ページの概要で御説明いたします。

当社は、JR豊肥本線の熊本駅から肥後大津駅までの電化を実施するために、平成9年11月に設立され、国からの補助金、県、沿線市町、JRからの出資金等を財源に電化施設の整備を行いました。平成11年10月から電化での営業を開始し、それらをJR九州に貸し付け、その使用料収入で投資を回収するというスキームの会社でございます。

2の決算概要の一番左の欄でございます。

昨年度、JRからの使用料1億660万円から費用、税金等を差し引いた最終的な純利益が2,700万円余となっております。

28ページ、貸借対照表上の利益剰余金のマイナス、いわゆる累積赤字について、毎年度少しずつ回収していくというスキームでございます。現在、着実に回収を進めているところでございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

報告第9号、肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況についてでございます。

31ページからの概要で御説明をいたしま

す。

肥薩おれんじ鉄道は、九州新幹線の八代―鹿児島間の開業に伴いまして、並行在来線として平成16年から営業を開始しています。熊本、鹿児島両県と地元の自治体で経営を支えている三セク鉄道でございます。

2、決算の概要の一番左でございます。

昨年度、営業利益につきましては、8億9,000万円余の赤字となっております。これに対しまして、線路保全や設備維持等、自治体からの補助金による特別利益によりまして、最終的な当期純利益については、1億300万円余の赤字を計上することとなっております。

過去の2年は、コロナ応援金等の特別な支援で対応しておりましたが、令和5年度からおおむね通常の支援となって、最終的な純利益が赤字という形になっております。

32ページの貸借対照表の利益剰余金の欄、4億8,000万円余の累積赤字という現在状況でございます。

3、事業実績等について、利用者数については、100万人を回復するなど、コロナ前の水準に大分近づいてきている状況ではございますが、営業費用も物騰等により近年増加傾向にあり、経営状況は依然としてなかなか厳しい状況と受け止めております。

引き続き、中期経営計画に基づく経営改善に努めてまいり所存でございます。

交通政策課は以上です。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

50ページをお願いいたします。

報告第36号、五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況の報告について御説明いたします。

これは、議員提案により、平成31年に制定、令和4年に改正いただいた熊本県五木村振興推進条例第3条第2項に基づき報告する

ものです。

まず、令和5年度の進捗状況についてです。

振興計画では、“ひかり輝く”新たな五木村を実現するため、4つの方向性を示しており、この方向性ごとに御説明します。

(1)生涯にわたり住み続けられる医療、福祉、教育の推進です。

高齢者向け住宅の検討を行う住みよい村づくり事業やタブレットの導入に向けた検討、人吉高校五木分校のさらなる魅力化などに取り組みました。

(2)豊かな恵みを生かした持続可能な産業と雇用の創出です。

森林サービス産業の創出に向けた五木村モデル林活用事業や森林吸収量クレジット化推進事業、特産品でありますくねぶの加工施設の整備、それから、これは夏から秋にかけて収穫します夏秋イチゴというものがございしますが、この産地化に向けて、新規作物の開拓の検討、それから、空き家等対策計画策定事業などに取り組みました。

(3)新たな時代を見据えた安全、安心を確保する生活基盤の整備です。

新たな平場の確保に向けた調査、検討、協議や村の安全、安心の確保に向けた河川改修事業、それから、流域保全総合治山事業、国道445号道路改良事業、県道宮原五木線道路改良事業、村道・林道改良修繕事業などに取り組みました。

(4)豊かな自然やこれまで整備した施設等を生かした新たな振興です。

新たなまちづくりのために、住民を中心とした協議会を設立し、村の中心部である頭地地区等のランドデザイン策定に向けた検討や宮園地区などにおける整備を生かした新たなまちづくり等に向けた検討、そして、道の駅子守歌の里五木の施設改修等の検討などに取り組みました。

次に、51ページの五木村振興計画に掲げる

取組の進捗状況の報告の概要を御覧いただきたいと思っております。

2、令和5年度の進捗状況には、御説明した主な取組について、実績額及び事業主体を記載しております。

(1)生涯にわたり住み続けられる医療、福祉、教育の推進。

番号1、住み良いむらづくり事業では、実績額が7万5,000円、事業主体は村でございます。

これは、村が7万5,000円で協議会等を実施したということでございます。

番号2、タブレットの導入及び導入後の運用に向けた検討につきましては、実績額をハイフンとしておりますが、これはゼロ予算で実施したということでございます。

以下、主な取組について、その実績額、事業主体について記載しておりますが、説明は割愛させていただきます。

最後に、52ページを御覧ください。

参考、五木村振興基金の積立等についてとしております。

県は、五木村振興基金に積立てを行い、村から申請のあった額について、基金を取り崩し、村に交付します。村は、県から交付された額を一旦村の基金に積み立て、村の基金を取り崩して村の事業に充当する流れとなっております。

まず、熊本県五木村振興基金(県基金)についてです。

県基金は、令和4年度までに約4億円、昨年度約16億円を積み立てまして、そのうち10億円を村に交付するため取り崩しました。令和5年度末現在の残額は、10億円余となっております。

次に、五木村振興基金の村の基金のほうでございます。

こちら村基金は、昨年度、県から交付されました10億円を村の基金に積み立てまして、うち約1億5,000万円余を五木村振興計画に

記載されております村事業に充当するため取り崩しておまして、令和5年度末現在の残額は8億4,000万円余となっております。

報告は以上でございます。

○末松直洋委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

あわせて、繰り返しになりますが、発言者の方は、マイクに少し近づいて、はっきりとした口調で発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 県立劇場に関しますけれども、先頃発生した詐欺事件、これは解決したんですか。

○佐方文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課です。

ただいま岩下委員からお話がありましたのは、ホームページのほうで県立劇場のほうで公表させていただいたチケットの不正利用のことでございますか。

○岩下栄一委員 はい。

○佐方文化企画・世界遺産推進課長 こちらについて説明をいたします。

経緯としましては、一言で申し上げますと、県立劇場のチケットの予約サイトに、他人名義のクレジットカードでチケットを購入したということが発覚したというものでございます。

これは、9月19日に、とある方から県立劇場のほうに、身に覚えのないカード請求があ

ったというものから発覚したものでございます。

その後、解決したかということなんですけれども、現状としましては、県警のほうと連携をして、県警のほうで捜査を進めていただいているところです。

県立劇場として取り得る措置としましては、まず、その公演については、2つの公演だということがはっきりしておりましたので、こちらについては、オンラインのチケットの購入サービスをストップさせていただいたところです。

というところで、後は、今の状況としましては、県警のほうの捜査に公財県立劇場と県のほうで協力をしているという状況でございます。

以上でございます。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

まあ、巧妙な詐欺がいろんなところに出没します。特に、文化の殿堂である県立劇場に関しては、そういうのは一切ないようにお願いしたいなと思っておりますので、警察当局の捜査に期待したいと思います。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

○幸村香代子委員 先ほどおれんじ鉄道の決算報告があったかと思うんですが、たしか先日、脱線事故が起きております。それについて、その後の結果など、原因究明など含めて御報告いただければと思います。

○坂本交通政策課長 脱線事故につきまして、これは、脱線直後に国の委員会のほうから調査に翌日来られまして、その状況を整理されて、今、国のほうで原因究明、それから、その後どのような措置をするかということは今検討中と伺っております。

また、その日に、車両につきましては戻しまして、運行は再開しております、県に対しまして、今整理している状況の中で至急報告に来ていただくという、そういう状況でございます。現在は、国の調査委員会の正式な見解を待っているという状況でございます。

○幸村香代子委員 ありがとうございます。

やはり、おれんじ鉄道、通学とか通勤に使われる、非常に地域の皆さんにとっては重要な足なので、やはり今回の原因究明をきちんとしていただいて、安全な運行に努めていただきたいと、そのために県のほうも対応をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか、要望で。

ほかにありませんか。

○内野幸喜委員 すみません。県立大学の件で。

これは、どこまで県のほうで答えられるかというのはちょっと分かりませんが、今、物価高騰とかで国公立大学の学費の値上げとかというのがよく議論されていますけれども、この県立大学については、何かそういう議論というのはあっているんですか。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

内野委員からございましたように、確かに物価高騰といいますか、光熱水費のほうに影響は出ているということで聞いておりますが、この予算枠の範囲内で今吸収できる――28億余りございますが、吸収できる範囲と伺っており、今、その授業料を上げるのですとか、そういった状況にはないということで伺っております。

○内野幸喜委員 じゃあ、その収益の約47%を占める運営費交付金等で十分できているという……

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

授業料収入と県からの運営費交付金などの収入の中でやりくりできているというふうに伺っております。

○内野幸喜委員 じゃあ、今のところはそういう議論は出てないという認識でいいんですかね。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

おっしゃるとおりでございます。

○内野幸喜委員 分かりました。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

○松田三郎委員 経営状況の説明の中で、資料27ページですかね、交通政策課長に。

本編、本編というか、この書類のほうを見て、あまり私が知らないで純粋な質問だと考えていただいて結構ですが、この目的とかいろいろ説明もございました、スキームについてですね。これは、電化して云々というのが書いてありますが、これはどうなんですか、電化して、さっきおっしゃった、最初の出資なり投下したその、回収できたら、取りあえず県はもう身を引くとか、これは組織自体がなくなる、目的を完遂してということなんですか。

○坂本交通政策課長 電化施設につきましては、今、三セクで保有をして、JRからの使用料で出資分を回収している状況でございます。

すが、そこにめどが立った時点での対応につきましては、今後、JRと三セク、出資者で協議をするということで、必ずしもこうやるんだということが、方針が決まっている状況ではございません。

以上です。

○松田三郎委員 これは、じゃあいわゆる上下分離の——今、肥薩線、くま鉄等々、話題になっているのは、その法律改正の前の話かもしれませんけれども、これは、何かJR九州に運営をその部分は委託してと、それとは違う形式なんですか。

○坂本交通政策課長 一般論として、上下分離という定義の話で言いますと、下の一部分を第三セクターで持って、それをJRに使っていただいているという状況でございます。経緯を説明しますと、国庫補助金、当時ございましたが、それがJRでは国庫補助金を受けられないと、三セクをつくらないとその補助金が活用できないということでこういうスキームを取って、その切り出した補助対象の部分だけをこの会社が持っているという状況でございます。

○松田三郎委員 何となく分かりました。

それで、今後、県のほうも要望しておりますように、空港アクセスの豊肥本線の充実とか書いてあるというのは、JR九州の経営のお考えが一番でしょうけれども、ここも関係してくるということですか。

○坂本交通政策課長 実は、先日の特別委員会でもそういった豊肥本線機能強化等についての質疑がございましたが、現時点でアクセス鉄道の補助金、それから豊肥本線の機能強化について、どのような形でやっていくかというのは、これからJRさんと協議していく課題でございます。この会社をどうするとか

いう方向性が、現時点で出ている状況ではございません。

ただ、いずれにしても、アクセス鉄道の推進、それから豊肥本線の機能強化というのは必ず必要になってくる事業ではございますので、いろんな形でJR九州、それから国の支援、一番最適な方法で対応できればと、今一生懸命考えている状況でございます。

以上です。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

最後に確認ですけれども、27ページにあります米印、株主のところですね。熊本市ほかとなっているのは、民間はなくて、自治体とか、まあ数というか、詳しくは要りませんけれども、どっか書いてあつのかな。

○坂本交通政策課長 本体資料のほうに出資者一覧が書いてはございますけれども、基本的には……。

○松田三郎委員 2ページ。

○坂本交通政策課長 はい。JR九州さんと地元沿線自治体が出資者という形になっております。

○松田三郎委員 はい。結構です。

○坂本交通政策課長 以上です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○松田三郎委員 いいです。

○末松直洋委員長 ほかにありますか。

○内野幸喜委員 7ページ、人事課のほうで、新聞記事の利用に係るライセンス取得に要する経費って、これはコピーとか取ったり

とかしている分をとということですよね。大体数社分を全部コピー取ったりとかしていると思うんですけども、県に関する記事とかですね。これは大体幾らぐらい、各社大体どれぐらい払う形か。

○寺本人事課長 人事課でございます。

日常的に新聞記事の切り抜きを各職場でやっております。具体的数は、ちょっと手元にないので、後ほど御説明したいと思っておりますけれども、大きく2つ、実は利用要件がございまして、1つが、単発的な複写をするやつですね。複製記事を取るやつが、著作権の複写利用許諾契約というのがございます。あと1つが、今回、議案で増額をお願いしておりますクリッピング利用許諾契約というのがございまして、こちらが、一部の所属において、切り抜いたものを共有して回覧をしたりするというものでございまして、こちらの利用対象範囲を今回拡大させていただこうと思っております。

実は、今現在88人を対象に、特に幹部職員を対象に共有をしているというものでございまして、こちらが新聞各社と利用料の契約を結んでおります。

背景としましては、各所属で切り抜きをするのが業務負担になっているんじゃないかということが庁内の業務見直しの検討の中で出てまいりまして、その一環で、一旦1つの課で県の関係の記事の切り抜き作業をやりまして、それをデータで提供するというのを今やっているんですけども、その対象範囲を広げるといってございまして。先ほど申し上げた88人から700名まで広げたいと思っております。

広げるに当たりましては、庁内でニーズ調査をしまして、これぐらいであれば大体ニーズに対応できるだろうということで、今回、金額も算定させていただいたところでございます。

○内野幸喜委員 分かりました。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○幸村香代子委員 この追加分の6ページなんですけど、熊本県手数料条例の一部改正です。

先ほどの説明等をお聞きしていて、この間、この火薬類取締法の関係する条例の改正については提案があったというふうに記憶しております。

それで、結局、ここの部分、それが関係するところの熊本県警の分がそのときに落ちていたというか、そこに周知がされてなかったからこういう事態が起きているということと理解していいですか。

○元田財政課長 財政課でございます。

今般追加提案させていただいております手数料条例の改正につきまして、先ほど経緯を若干御説明しましたが、改めてもう1回。

もともと手数料条例の2条には、152号、153号という火薬類の譲受け等の手数料項目がございましてけれども、この2本の項目が、もともと消防保安課の産業火薬類、それと、これは、根拠法の条文読替規定を踏まえまして、県警本部のほうで対応していた猟銃用火薬、2つの種類の手続を1本の項目で読んでいたと。

これを、消防保安課のほうの事務が移管になったことで、このときにちょっと確認が不十分だったということではございましてけれども、同じ項目に手数料徴収の所管が2つぶら下がっていたものの、一課のほうだけの確認だけにとどまってしまったということがございまして、消防保安課の事務が移ったということ根拠に削除したんですけども、実は同じ根拠で県警本部もやっていたということが今般判明したというものでございまして。

なので、今回、その2種類ございましたので、消防保安課分は復元をする必要はないものですから、猟銃用火薬についてのみだけの改正をさせていただいて、県警本部の徴収分だけを改めて改正させていただくというものでございます。

以上でございます。

○幸村香代子委員 実は、先ほど、この本文のほうの35ページに、県税の課税の誤りがあったということで、非常にこのことについて、一旦是正をこんなふうに行っていきまうということが明記をされております。

これと、全部が全部合致するかどうかということはあるにしても、非常にこの件については、やっぱり県民の不利益に準じるものというふうにもなりますし、また、現場の県警がこうして徴収した分については、またお戻しをしていくと、その手間暇ということを考えれば、やっぱりそこらあたりは慎重にされていくべきだろうというふうに思いますので、今後こういうことがないように、ぜひ、担当課においては、所管するところ、また関係するところについて、丁寧に周知をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

○幸村香代子委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○元田財政課長 申し訳ございません。若干補足をさせていただきます。

今般、9月13日に当該案件判明いたしましたので、手数料条例に徴収項目が830本ほどございますけれども、この全項目につきまして、重複がないかということを確認させていただ

いております。

重複は約10本ほどございましたけれども、今回のような同様の事例にはなっていないという状況ではございます。

ただ、今後、条例改正等につきましては、先ほど御指摘の税条例等も含めまして、関係所属でしっかり確認をするということ、これを改めて条例所管課の私どものほうでしっかり関係所属に周知徹底をしていくということで運用してまいりたいと思います。

以上でございます。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○幸村香代子委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 資料12ページ、人事課長に、場合によっては総務部長かもしれません。組織設置条例の改正、この中身については異論はございません。で、ちょっとその周辺なりプロセスのことをお伺いしたいと思います。

組織、県庁内部のことですから、県民に間接的な影響あるとはいえ、直接というのは少ないのかなと。ただ、例えば、年度途中でということは、ある意味異例で、そんな小規模でもないという規模でしょうから、人事課の方々も、悪者になりながら大分頑張っていたんだらうと思っております。

事は、それぞれ御説明があったように、知事選があつて、知事が替わられて、いろいろな県民との約束、マニフェストを掲げられて、この政策をあるいはこの事業を進めるには、今の組織体制よりもこうしたほうがやっぱりより効率的に、効果的に進むだろうということで、やむを得ず年度途中にこういう改正をということだろうと思っております。メインの理由はですね。そのような意味では、

当選されて、ある程度知事の考えが定まって、それから部長なり課長が中心となられてやられたんだろうと思っております。

例えば、予算を編成する場合は、これは補正予算もそうでしょうけれども、原課からの要望なりあって、査定があって、あるいはその前に知事の意味を含めて提案するという形になるんでしょうけれども、この組織の場合は、最初はやっぱり人事課あたりで原案を作って、知事が思う——別にトップダウンという意味ではなくて、理由が知事の意向を十分反映した組織にしたいというようなことが出発点でしょうから、そういうのを考えて、影響があるところにやっぱり聞かれて、いや、それはうちは反対ですよとか、いや、そりゃせにゃいかぬですって、そういうやり取りというのは多少なりともあるものですか。可能な範囲で結構ですけれども。

○小金丸総務部長 私のほうから回答させていただきます。

お尋ねの件でございますけれども、やはり今委員がおっしゃったとおり、まずは知事の意向を確認しながらというのも、これもかなりの数を協議させていただいたところがございます。それに合わせて関係部局、今回は、ここでは条例改正は観光、それから知事公室、そういったところが中心にはなっておりますが、それ以外には、条例に係らない部分の改正も行っておりますので、関係部局とも度重なる協議の下で収れんしていったというところがございます。

今回、委員がおっしゃったとおり、年度途中、非常にまれなケースじゃないかということで、委員のほうもおっしゃっていただきましたけれども、知事が新たに就任し、そのマニフェストを早期に実現するためということでございますが、この時期になぜといいますのは、これまでも知事が申し上げたところもございまして、いわゆる10月の当初予算の要

求、これが始まってまいります、そこに新たな組織で提案をしていきたいと、新たな組織の下で事業を考えていきたいと、そこが根底にあるところございまして、今回議会で組織条例改正を御承認いただくならば、それに合わせて、条例に係らない部分についても併せて組織改変し、次年度の事業に向けて、今の段階から新たな組織でスタートしていきたいと、そういうふうにご考えておるところです。

○松田三郎委員 これは政審会のときも申し上げましたが、今おっしゃった、条例に係らない部分も、一覧表で見ると、結構この所管がこっち行ってという、結構職員さんも、異動対象の人は特に大変でしょうし、所属長も大変なんだろうと思います。

まあ、ぶっちゃけて言うならば、組織をこういじったり扱うというのはあくまで手段でしょうから、最終的には、今回の場合なら、知事の思いが組織に反映し、ひいては県民の幸せが今よりも向上するということにつながる組織体制であってほしいと思いますので、なかなかしばらくは、この事務はうちかな、そっちかなというようなところも出てくるかもしれませんが、まあ隙間ができるぐらいならば、多少ダブっても手厚くできるというようなイメージでというか、我々が言うほど簡単ではないとは思いますが、そういう役割を対象の方には徹底していただくことを要望したいと思います。

以上です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第5号、第62号及び第

63号について、一括して採決いたします。議案第1号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第22号を議題といたします。

請第22号について、執行部からの説明をお願いします。

○松村私学振興課長 私学振興課でございます。

付託請願について御説明いたします。

請第22号としまして、私学助成に関する意見書の提出を求める請願が提出されております。提出者は、熊本県私立中学高等学校協会及び熊本県私立中学高等学校保護者会です。

請願の主な趣旨は、私学助成に係る国庫補助の堅持とより一層の充実、そして、ICT環境の整備や学校施設の耐震化等に係る支援の充実です。これらのことについて、国への意見書の提出を求めるというものです。

請願の背景としましては、私立学校では、教員の維持、確保に必要な経費が増大するとともに、政府が目標とする3%の賃上げや物価高騰等への対応が課題になっていること、また、障害のある生徒への合理的配慮の義務化に伴う介助者やICT支援員等、様々な支援員の配置が必要になっていること、さらに、全ての子供たちの学びを最大限に保障するという観点から、私立高等学校等就学支援金制度をめぐり拡大する地域間格差の解消や1人1台端末の配備などのICT環境の整備、学校施設の耐震化をはじめ、近年の記録的な猛暑に対応する体育館の空調設備の整備等が急務であること、これらのことから、国による一層の支援を求めるものです。

説明は以上です。

○末松直洋委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、これで質疑を終了します。

次に、採決に入ります。

請第22号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りします。

請第22号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 異議なしと認めます。よって、請第22号は、採択することに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第22号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について事務局から配付させます。

（事務局から意見書(案)配付）

○末松直洋委員長 配付は終わりましたか。

今配付いたしました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど内容は変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 また、意見書の宛先の氏名については、今後の国の動向を踏まえ、修正が必要な場合は、委員長一任ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員 すみません。細かいですが、この下で変わる可能性もあるのか。

○末松直洋委員長 要望先が……

○内野幸喜委員 名前が変わる。

○松田三郎委員 じゃあ、すみません。今の関連で。

4日が採決という、議会のですね。そのときは、多分もう変わつとるですね。変わったらそれを記入にして、一任はしますけれども。

○末松直洋委員長 はい。

○松田三郎委員 分かりました。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が7件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○井上危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

報告事項の①、本県におきまして、10月に防災の大きなイベントが2つございますので、報告をさせていただきます。

資料は、表題が「世界津波の日」2024高校生サミットin熊本の開催についてという資料を御覧ください。

まず、高校生サミットのほうから御説明をいたします。

資料の1ページの左側をお願いいたします。

まず、本県開催の意義でございますけれども、2015年、国連総会で11月5日を世界津波の日として日本が提唱する形で採択をされております。翌2016年から「世界津波の日」高校生サミットが始まり、これまで5道県で開催をされております。今年の本県が6か所目の開催ということになります。

熊本地震、それから令和2年7月豪雨等、大規模災害の経験や教訓を、国内、そして世界各国の高校生へ継承し、次世代の防災、減災を担う高校生の育成を図るとともに、県内外の高校生の国際意識の向上を図り、国際交流を促進するため、今回のサミットを開催いたします。

右側の概要をお願いいたします。

主催は、県と県の教育委員会、熊本市と熊本市の教育委員会で構成をするものでございます。開催日でございますけれども、本年の10月23日、10月24日ということになっております。会場は、熊本城ホールでございます。今のところ、世界各国から参加いただく高校生が520名を超える状況でございます。

プログラムでございます。

1日目が、開会式や分科会のほか、2日目が、記念植樹、総会、閉会式ということになっております。

3つ目の丸で、関連行事でございますけれども、せっかく海外から多数の高校生がお越しいただくということもございますので、本県のスタディーツアーということで、地元の高中生と交流を持っていただく機会を設けたいと考えております。

続いて、2ページをお願いいたします。

今回、このサミットに参加いただく高校の一覧でございます。

左上が県内、左下のほうが県外の高中生、右側が参加いただく国と地域になります。

3ページが、先ほど申し上げたスタディー

ツアーでございます。

海外から250名を超える参加が見込まれておりますので、熊本城のほか、球磨川の流域方面、阿蘇方面、天草方面に分かれまして、地元高校生との交流の機会を持ちたいというふうに考えております。

続いて、5ページをお願いいたします。

こちらが、防災推進国民大会2024の開催についてでございます。

左上の防災推進国民大会でございますが、これは、防災に取り組む多様な団体、機関が全国から集まり、それぞれの取組、知見を発信、共有する日本最大級の防災のイベントでございます。2日間の日程にわたり、多くの団体、機関が参加し、防災に関する様々な講演、体験型のワークショップ、ブース展示、屋外展示等を実施いたします。

こちらも、平成28年、2016年から始まっておりまして、本県が9か所目の開催ということになります。九州では初開催になります。こちらが、左の2024大会の概要に書いておりますとおり、内閣府等の国の主催ということになります。

開催日は、こちらが10月19日の土曜日、20日日曜日の開催になります。会場は、熊本城ホール、熊本市の国際交流会館、花畑広場でございます。入場料は無料でございます。

今のところ、全国から400団体を超える出展が見込まれております。過去最大となる見込みでございます。当日は、全国各地から1万人以上の来場が見込まれるビッグイベントということになっております。

続いて、6ページをお願いいたします。

こちらが、大会に出展する県と熊本市の概要をまとめております。

左側がセッション、シンポジウムでございまして、(3)の真ん中ほどの熊本県セッションでは、平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨に学ぶ、被災者を支援する民の力ということで、そこに記載をいたしております登壇者

の方でシンポジウムを開催する予定といたしております。

右側を御覧ください。

県と熊本市では、それぞれの担当所属においてブースを設ける予定ということにいたしております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

こちらも、全国からかなりの来場者が見込まれますので、創造的復興見学ツアーということで、熊本地震の阿蘇・益城方面と令和2年7月豪雨の人吉・球磨方面の被災地復興の状況を見学いただくようなツアーを設けることというふうにいたしております。

続きまして、報告事項の②、令和6年度の熊本県総合防災訓練の概要について御説明をいたします。

こちらも、カラー刷りの縦の資料をお願いいたします。

本県では、毎年度、総合防災訓練を実施いたしておりますが、今年度は、1月の能登半島地震や8月の南海トラフ臨時情報等を踏まえまして、県内において甚大な被害が想定される日奈久断層地震をテーマに、沿岸14市町と、10月に図上訓練、12月に実動訓練を以下のとおり開催をいたします。

特に、実動訓練におきましては、令和3年の訓練で課題となった天草地域の孤立対策をさらに磨き上げるため、使用協定を締結いたしました九州電力茶北火力発電所の専用港、大型岸壁を海上自衛隊の大型輸送艦にも参加いただく本県で初めての訓練ということになります。

欄外中ほどをお願いいたします。

図上訓練でございますけれども、これは10月5日の土曜日に開催をいたします。

午前8時に地震が発生したという想定で、1日がかりの図上訓練になります。午前中には、知事と市町村長のテレビ会議なども予定をいたしております。

裏面をお願いいたします。

中ほどに、実動訓練の概要を書いております。

実施日は、12月19日でございます。

訓練の概要でございますけれども、先ほど申しました苓北火力発電所への海上自衛隊の大型輸送艦の入港であったり、あるいは上天草市におきましてLCACと呼ばれる車両のビーチング、あるいは天草市における車両のつり上げ、水俣市におけるこちらも車両のつり上げ等の訓練を実施する予定といたしております。

危機管理防災課からは以上です。

○受島企画課長 企画課でございます。

報告資料の3をお願いいたします。

現在作成中のくまもと新時代共創基本方針及び総合戦略の概要について御説明いたします。

まず、基本方針等の位置づけについて御説明申し上げます。

まず、くまもと新時代共創基本方針につきましては、県政運営の最上位計画として、県政の大きな方向性を示すものとなります。

次に、総合戦略につきましては、基本方針の実現に向けまして、具体的な施策や事業を取りまとめたものとなります。

これら総合戦略と基本方針が一体となりまして、熊本県版のデジタル田園都市国家構想総合戦略として地方創生の取組を推進いたします。

基本方針及び総合戦略の作成に向けまして、民間等からの意見聴取も実施しております。

①では、産学官金労言の各種30団体から成ります地方創生会議を7月26日に開催しております。委員の皆様からは、交通渋滞、人手不足、環境、そして子供、教育に関する御意見などをいただきました。また、各業界を牽引します若手管理者などから成る、ともに

未来を創るワーキンググループも開催し、御意見をいただいたところです。

次に、その次の紙でA3のカラー刷りの資料をつけておりますが、こちらをお開きください。

これが、今の基本方針と総合戦略を図示したものとなります。

まず、黄色のところですが、基本方針の概要となります。

2、取り巻く環境変化のところでは、県政の大きな方向性を検討するに当たりまして、現下の取り巻く環境変化について記載しております。

少子化、人口減少傾向が依然として続いていること、一方で、TSMCの県内進出を契機とした半導体関連産業の集積、そして、海外との人、物、ビジネスの交流が進みつつあること、こうしたことをポイントとして記載しております。災害からの復旧、復興などにつきましても、ポイントとして記載しております。

その右、3、基本理念をお願いいたします。

県政の基本理念といたしまして、「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来をともに創る」ということを掲げております。

加えまして、副題として、海外との人、物、ビジネスの交流拡大を念頭に、「世界に開かれた熊本、世界へ羽ばたく熊本」を掲げてございます。半導体関連産業の集積と海外との交流を踏まえまして、本県の強みをさらにステップアップさせていくというふうなことがその趣旨となります。

また、そのためには人材が不可欠でございまして、こどもまんなか施策と教育の充実などによりまして人材育成を行うとともに、熊本において活躍できる場を創出し、こうした魅力の中でさらに人材が流入していくという、こういった好循環を創出してまいりたい

と考えています。

こうした将来像を県民の皆さんとともに創っていくというのがこの計画の理念となります。キーワードとしては、共創、人材、国際の3つになろうかと思えます。

その上で、4に記載いたしました、子供たちが笑顔で育つ熊本、世界に開かれた活力あふれる熊本、いつまでも続く豊かな熊本、県民の命、健康、安全、安心を守るという4つの取組の方向性により、この基本理念を実現してまいります。

裏面をお願いいたします。

今御説明いたしました基本方針を実現いたします総合戦略の概要になります。

4つの方向性ごとに具体的な施策を記載いたしますが、例えば、一番左の箱では、こどもまんなか施策としまして、2番目の箱では、産業人材の確保や食の都、そして渋滞対策、さらにはスポーツ施設の整備についての検討もこの箱の中で記載をしております。3つ目の箱では、水環境や魅力ある地域づくり、そして、4つ目の箱では、緑の流域治水など、いずれも木村県政において重点的に取り組む事業をそれぞれ明記をしております。

最後に、最下段のスケジュールを御覧ください。

県政パブリックコメント手続を今後実施しながら、内容の精査を継続し、12月県議会では基本方針について御提案させていただきたいと考えております。

基本方針、総合戦略に関する報告は以上です。

続きまして、報告資料4をお願いいたします。

企業版ふるさと納税の令和5年度寄附実績について御報告をいたします。

1ページは、企業版ふるさと納税の制度概要についてまとめております。

制度のポイントに記載のとおり、この制度

は、地方自治体が行います地方創生の取組に対して、県外の企業が寄附を行った場合に、通常の寄附における損金算入に加えまして、さらに税額控除されるといった制度になっております。税の軽減効果は、寄附額の9割に相当いたします。ただし、個人のふるさと納税制度とは異なりまして、返礼品などの経済的な見返りは禁止となっております。

制度としては、今年度いっぱい期限となっておりますが、制度を所管します内閣府から、期限を5年間延長する税制改正要望が行われております。

2ページをお願いいたします。

令和5年度におきます寄附の受入れ実績になっております。

8、子供への支援や、3、地方創生への取組全般、さらには、4あるいは5、阿蘇草原再生、世界文化遺産登録推進など、幅広い施策に対しまして、77件、2億1,800万円余の寄附をいただきました。寄附件数、寄附金額ともに、令和2年度の制度導入以来、過去最大というふうになっております。

3ページをお願いします。

4ページにかけまして、いただいた寄附金の事業への充当状況をまとめております。

企業からの要望に応じまして、阿蘇の草原再生、令和2年7月豪雨からの復旧、復興、シリコンアイランド九州に向けた取組、子供支援などの事業に、いただいた寄附のおよそ半分に当たります1億800万円余を充当しております。残る半分につきましては、翌年度事業への充当のため、ふるさと熊本応援寄附基金へ積立てをしております。

5ページをお願いいたします。

この表は、前年の令和4年度に受け入れました寄附金8,300万円余のうち、1,800万円余を基金に積み立てて、令和5年度に充当した実績について記載をしております。

企業版ふるさと納税制度は、県にとって貴重な財源でありますほか、企業との連携強化

にもつながるというメリットもございます。熊本県といたしましても、企業に寄附先として選んでいただけますよう、積極的に取り組んでいるところでございます。

引き続き、国の制度延長の議論も注視しながら、本県の地方創生の取組に、企業様からさらなる寄附をいただけるよう努めてまいります。

企画課からは以上です。

○若杉地域振興課長 地域振興課でございます。

報告資料⑤をお願いいたします。

地域未来創造会議の今後の進め方について御報告いたします。

この会議につきましては、6月議会で御説明しましたとおり、7月から8月にかけて、副知事出席の下、地域振興局ごとに準備会議を開催し、開催方法等について、市町村長や県議会議員の皆様から御意見をお伺いしてまいりました。

準備会議では、資料左側に記載しております県から提示した案に対しまして、様々な御意見をいただいたところです。

主なものは、下段に書いておりますけれども、市町村長の皆様と知事で率直な意見交換ができる環境を重視する意見や知事が各地域の未来をどのように考えているかを聞きたいといった意見がございました。

こうした御意見を踏まえ、資料右側のとおり、今年度の地域未来創造会議について整理したところでございます。

今年度は、出席者は知事、市町村長とし、県議会議員の皆様はオブザーバーとして出席いただき、地域振興局単位で開催いたします。

会議の内容としましては、まず、知事が地域に対する思いを説明し、各市町村長の皆様からも地域の将来に対する思いをお話いただき、その上で未来について議論していただ

く構成としております。

開催時期は、知事や市町村長、県議会議員の皆様の日程を勘案し、今年度下半期で調整してまいります。

また、その他に記載しておりますが、今年度は第1回目でもあり、知事と市町村長が素直に意見交換できることを最優先に考え、非公開で開催し、その概要を後日県のホームページ等にて公表することとしております。

また、熊本市との会議につきましては、現在、渋滞対策等の協議が個別に進められていることから、それらの協議状況を踏まえ、引き続き検討してまいります。

今年度の会議の議論を基に、来年度以降の会議内容も調整していくこととしております。

地域振興課からは以上でございます。

○牧野デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

報告資料の6をお願いいたします。

現在、策定作業を進めております熊本県デジタル化推進計画の素案の概要について説明をいたします。

まず、デジタル化推進計画についてです。

本県では、令和3年に策定いたしました熊本県情報化推進計画に基づき、行政のシステム化、ICT化を中心に各種施策に取り組んできたところでございますが、計画の期間満了に伴いまして、行政のみならず、産業、生活分野を含めた県全体のデジタル化をさらに推進するため、新たな計画を策定するものでございまして、計画の期間は、令和6年度から令和10年度の5年間としております。

次に、計画の基本的な考え方です。

基本理念として、人材不足などの地域課題の解決、熊本県の強みを生かした地域活力の創出に向け、県全体のあらゆる分野でデジタル化、DXを推進することとしています。

目指す姿としましては、デジタル技術の活

用による産業発展、所得向上と快適、安心な生活環境の2つを掲げ、特にデジタルデータやAIなど、新たなデジタル技術の活用に重点的に取り組むこととしております。

次に、今後の取組ですが、各部局と連携しながら、まず、上段の産業発展、所得向上の実現においては、製造業、農林水産業、観光などの各産業でのデジタル技術の導入支援やデジタル人材の育成などに取り組み、生産性の向上や新たな付加価値の創出を図ってまいります。

また、中段の快適、安心な生活環境の実現においては、ICT、それから、ロボットなどの導入支援による医療、介護サービスの向上、避難情報のデジタル化などによる防災・災害対策、行政手続のオンライン化などによる住民利便性の向上、遠隔授業の推進などによる教育環境の整備といった取組を進めてまいります。

あわせて、施策の前提となる県の取組といたしまして、業務プロセス改革、働き方改革を含めた県行政のデジタル化に加え、住民に身近な市町村DXの推進に向け、民間デジタル専門人材の派遣など、市町村における体制整備、デジタル実装への支援もしっかりと進めてまいります。

最後に、今後のスケジュールですが、10月にパブリックコメントを実施いたしまして、12月県議会で改めて御報告いたしました後、計画を策定することとしてございます。

デジタル戦略推進課は以上です。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

報告資料7、緑の流域治水の推進と五木村、相良村の振興について御報告します。

本件は、明日の建設常任委員会にも同様に御報告する予定です。

まず、1、「緑の流域治水」の主な取組状況です。

まず、新たな流水型ダムの環境アセスについてですが、先週9月24日、アセス委員会が開催され、国土交通大臣意見に全て対応する予定との事業者である九州地方整備局の見解が示されました。今後、最終段階となる評価レポートが公表され、令和3年から行われていた一連の手続が完了となります。

また、アセス完了後、新たに技術検討会を立ち上げ、さらなる環境への影響の最小化を追求されます。

次に、球磨村渡地区遊水地事業についてです。

8月24日に着工式が開催され、今月、工事が着手されたところでございます。

続いて、人吉市「緑の流域治水」に関する職員研修会についてです。

9月4日、人吉市の企画で開催されました。冒頭、市長から、住民からのお問合せに正しい内容で答えられるよう、緑の流域治水について学んでほしいとの訓示の後、国、県から、管理する河川での具体的な治水対策の内容や新たな流水型ダムの構造、環境影響に対する工夫等について説明いたしました。

今後、流域の他の市町村でも同様に開催が企画されており、引き続き、緑の流域治水に対する理解がさらに深まるよう、情報発信に努めてまいります。

資料の裏面を御覧ください。

8月24日、「川辺川で学ぼう！2024」を開催いたしました。川辺川周辺の相良村、人吉市の小学生、保護者が参加され、川に入って生物を捕まえたり、水質調査を行ったりと、川辺川の環境等について学んでいただく機会となりました。

続いて、2、五木村、相良村の振興についてです。

7月16日、五木村振興計画を、流水型ダムを前提としたものに改定いたしました。その後、村主催の7回の行政座談会に参加し、村民の皆様へ御説明するとともに、御意見を直

接伺いました。引き続き、村、県、国の3者で連携し、五木村振興に取り組んでまいります。

相良村では、7月24日、平川地区の河川整備について住民説明会を開催し、村民の皆様からいただいた御意見を踏まえ、見直した整備計画をお示しいたしました。

また、国道445号バイパス整備や農業基盤整備、企業誘致なども、具体的な協議等を進めております。

最後に、3、新時代共創復興プランについてです。

豪雨災害後の令和2年に復旧・復興プランを策定し、取組を進めてまいりました。現在、復旧・復興プランに掲げている基本理念や目指す姿は継承しつつ、現在の地域の実情を踏まえたものへと改定を進めております。

仮称ではございますが、新時代共創復興プランとして、さきに企画課から説明いたしました総合戦略との整合を図るとともに、地域の意見を伺いながら、年内に策定、公表したいと考えております。

報告は以上でございます。

○末松直洋委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。質疑はありませんか。

○幸村香代子委員 まず、令和6年度の熊本県総合防災訓練の概要についての報告であった分ですが、この訓練に対しては、特定利用空港、港湾の利用はあるのでしょうか。

○井上危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

特定利用空港・港湾は、本県におきましては、熊本空港と熊本港と八代港でございます。今回の訓練におきましては、それを使用するという事はございません。

以上です。

○幸村香代子委員 すみません、その理由は何でしょう。

○井上危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

特定利用空港、港湾の指定にかかわらず訓練というものはやってまいりますので、そこに指定を受けたから、受けてないからといって訓練の差異はつけておりません。

以上です。

○幸村香代子委員 特定利用空港、港湾に指定をされるその大きな理由として、大規模災害への対応というようなものが大きな柱としてあったかなというふうに思っていたので、当然、今回のこの訓練に、やはりせっかくですから指定を受けた空港と港湾を利用されるようなことで行われたらいいんじゃないかなというふうに思ったのでお尋ねをしてみました。

この後、じゃあ、その特定利用の空港とか港湾を利用したこういった訓練を予定されることがありますか。

○井上危機管理防災課長 具体的に、先ほど申しました3つの施設を来年度以降の訓練で使うかどうかにつきましては、国のほうと協議してまいりたいというふうに考えております。

○幸村香代子委員 ぜひ、それは訓練に利用するということが当然だというふうに思うんですよ。国に対して、やはり今回こういう訓練を行うので、ぜひその特定利用の空港、港湾を利用して大規模災害に備えるにはどうしたらいいかというふうな実績を、データを積み上げていくということは、やっぱり熊本県としてすべきことじゃないかなというふうに思いますので、この後の——今回はそれに入

っていないということではありますが、この後の計画については、ぜひそれを国にも要望していただきたいというふうに思います。

○末松直洋委員長 要望としてよろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○幸村香代子委員 すみません、皆さんがないうなら、ごめんなさい。いいですか。

緑の流域治水の推進についてなんです、1つ気になることがあって、一般質問で、今の川辺川ダムについては、特定多目的ダム法と河川法、これの2つの法案があると、で、今後、この条例、廃止を提案しますというふうな御説明があったかなというふうに思うんですが、そのあたり、すみません、正確に御説明いただけますか。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

この基本計画、これは特定多目的ダム法で多目的ダムを新築しようとするときに定めなければならないとされている法定の計画でございます。国土交通省が策定しているものです。川辺川ダムに関しては、治水、かんがい、発電を目的とした以前の貯留型ダムの建設計画のことでございます。

それで、貯留型ダムのこのダム基本計画というのは、現在も残っているということは答弁で御説明したとおりでございます。

これにつきまして、知事答弁のとおりでございますけれども、令和2年に新たな流水型ダムの建設を国に求め、それから、このダム基本計画の廃止も併せて求めているということございまして、知事答弁のとおりですけれども、R2からこれまで主に次の3点が進んだことから、今後、廃止手続きが進んでいくと考えております。

1つ目が、令和4年に新たな流水型ダムが

河川整備計画に位置づけられたこと、それから、流水型ダムの環境アセスメントが進められ、最終段階になっていること、それから、五木村、相良村の振興策を着実に進めていることということでございます。

今後、このような状況を踏まえ、廃止手続きが進んでいくものと考えているということでございます。

○幸村香代子委員 ということは、以前の計画であったこのダムを、結局、建設するに当たっての特定多目的ダム法にのっとって建設をされたということと、その後、様々な法改正とか行われながら、今の流水型ダムについては、河川法にのっとったダム計画というふうに理解していいですか。

○中川政策監 今の流水型ダムは、河川法に基づいた河川整備計画に位置づけられております。

○幸村香代子委員 そこなんですよね。環境アセスが、ここに明確に環境アセスメントというふうに書いてありますが、環境アセスメントと同等のというふうな前置きがつくというふうに思います。で、そもそもの背景とする法が違うのに、何で環境アセスの正式な手続きが取られなかったのかというのは、一つ大きな疑問として残るところです。

環境アセスも、今もう最終段階に来ているというふうにおっしゃっておりますが、様々な御意見があるというのは、皆さんのところも、担当課も含めて御承知だというふうに思います。

一番望まれているのは、様々なデータを基にした共同検証——決してやみくもに反対をしているとか疑問を持たれているということではなくて、ちゃんといろんなデータに基づいたものを持たれているところと、国、県の今持っているデータを含めて、本当に命が救

われるような、今大きな被害もあったわけですから、本当に人の命が救われるものにするためにはどうしたらいいかということをお互いに検証しましょうと、共同検証の御提案がかなりあるというふうに思います。

それについて、今どんなふうなお考えなのかということをお聞かせいただきたいとします。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

今委員のお尋ねがありました共同検証についての現在の見解でございますけれども、これまで、国、県、流域市町村で令和2年7月豪雨後検証を行って、それから前蒲島知事が、流域住民の皆様様の御意見を伺いながら、この流水型ダムを含む緑の流域治水の推進ということを打ち出しました。

その方向性に沿って、これまで、国、県、市町村で球磨川の流域治水プロジェクトを策定したり、それから、国、県で連携して河川整備計画を策定してまいりました。この中で、あわせて、県の求めに応じて法と同等の環境アセスメントを3年かけて実施し、今最終段階にあると思います。

流域の皆様の中に、ダムに関する懸念を持たれているということは十分承知しております。県としましては、この流水型ダムを含む緑の流域治水について、引き続き、県で持っております仕組み等の会議を通じて丁寧の説明したり、それから、緑の流域治水の出前授業なども行っておりますけれども、こういったことを通じて流域の皆様様に理解を求めていきたいと思っておりますし、さらに、国については、事業者としてしっかり治水効果の最大化、それから環境影響の最小化を引き続き追求していただきまして、一日も早い安全、安心の確保と、この清流である球磨川、川辺川を守っていくということで取り組んでいただきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○幸村香代子委員 基本的な考え方、例えば、やっぱり生命、財産を守りたいということ、環境を守りたいということ、川辺川のやっぱり清流を守りたいというふうな思いについては、私は、皆さん同じだというふうに思っています。

先ほど、丁寧にというふうなお話がありました。本当に、この間、様々な要望であるとかに丁寧に答えてきていただいているというふうに思います。引き続き、やはり合意形成をどう取るかと、どう図るかということは非常に大切なことだというふうに思いますので、引き続きお願いをしたいというふうに思っています。

以上です。

○末松直洋委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

その他に入ります。

次に、委員の皆様からその他で何かありましたら、質問をお受けします。

委員から何かありませんか。

○幸村香代子委員 すみません。最後なんですけど、今日、特定利用空港と港湾の報告があるかなというふうに思っていたんですが、なかったもので、ちょっと最後にとても気になることがあるので、1つだけお話を聞きたいというふうに思っています。

この間、この特定利用空港、港湾については、有事には使用しないということを非常に強く言われておりました。そこについては、非常に曖昧だなというふうに思ってきたんですが、今回、防衛省が10月23日に鹿児島県を含む国内で自衛隊とアメリカ軍による大規模

実動演習を行いますよね。

そこで、ここはもう有事に備えてということで明記をしてありまして、徳之島空港では戦闘機の離着陸、鹿児島港とか名瀬港では部隊とか武器の輸送かな、それも訓練として行いますというふうな報道があつています。

このことについて、同じ特定利用の空港と港湾を持つ熊本県としては、どのようなお考えをお持ちか、お尋ねをしたいと思います。

○井上危機管理防災課長 ちょっと他県の施設の使用状況については、すみません、把握をしておりませんので、ちょっと何とも申し上げられません。

○内田知事公室長 今の幸村委員のほうからお尋ねがございました。

日米共同演習等特定利用空港・港湾の関係かと思しますので、法律的な立てつけも含めて、私のほうから御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、これは、岩田県議の一般質問でもお答えをしておりますように、日米共同演習は、平成15年に成立をいたしております事態対処法に基づいて実施されているというふうな規定でございます。

その上で、日米共同演習における、いわゆる米軍による国内の施設の使用につきましては、日米安全保障条約及び日米地位協定第5条に基づきまして——これは、許可は既にされているものでございます。これまでも、同規定に基づきまして、例えば県内でありましたら、熊本空港は既に利用されているという状況でございます。

その中で、本年の8月26日に国と確認をいたしました特定利用空港、港湾につきましては、規定と内容が違ってございまして、自衛隊とそれから海上保安庁等が、訓練や大規模災害等への対応について、円滑に対応できるようにということを目的として確認をしてい

る内容でございまして、日米共同演習とは、まず根拠規定、それから目的とがそれぞれ違っているという状況でございます。異なる枠組みであるということでございます。

その上で、今回の日米共同演習の実施に当たりましては、県内につきましては、熊本県のほうから九州防衛局のほうに対しまして、まずは国民の理解と協力が必要ですよということ、県としても、この演習が行われる事前に、また、演習中におきましても、くれぐれもその理解が得られるような、安全性ですとか、そんな国民、県民の懸念を払拭してくださいということをお願いをしております。

今後、逐次そのお願いをしつつ、かつ得られた情報につきましては、県民の皆様へ逐次情報提供していくということで対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○幸村香代子委員 ありがとうございます。

結局、同じ、例えば、今おっしゃったように、熊本空港を利用するにしても、結局、日米安全保障の問題と、あと特定利用空港というふうな二面性を持っているので、同じものを利用しても、結局利用するのに問題ありませんよという話だということだというふうに思います。

ただ、そこらあたりは、やっぱり県民の不安というのは常にあつて、特に鹿児島のこの利用については、もちろん鹿児島県知事も、国に対して非常に危惧されていて意見書を出されておりますが、そういったことも含めて、やはり県民への丁寧な情報も必要ですし、物を言うところには物を言っていたくど。

非常に——有事には使いませんよという、有事はありませんよというふうに強く言われて、特定利用空港と港湾についてはそうなんだというふうに説明をされていて、それはそうなんだということと、もう一つは、でも、

法律が違えばですねと、協定が違えば使えるんですよねというふうな、結局二面性を持ってやっぱり利用をしていくということについて、やはりもっと丁寧な説明が必要だというふうに思いますので——不安を非常に持たれています。鹿児島の利用がやっぱり進んだということですね。そのあたりも、対応をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○末松直洋委員長 要望としてよろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が8件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第3回総務常任委員会を閉会いたします。

午前11時56分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

総務常任委員会委員長